平成２２年（フ）第１０５号
岩手県一関市大東町曽慶字白山48番地
債務者　須藤　博子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３７号
群馬県館林市栄町17番３号
債務者　田中　要市
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８３号
栃木県足利市堀込町2939番地18
債務者　伴　　渡
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５４６号
相模原市中央区清新３丁目６番５号　ＫＹヴィラ相模原208
債務者　若林　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２１６号
大阪府吹田市岸部中４丁目18番12号
債務者　岡田　栄理
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０２号
大阪市東成区玉津１丁目９番27―801号
債務者　川端由美子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４号
愛媛県大洲市若宮496番地　緒方ビル206号
債務者　佐々木健仁
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７３号
山口県周南市大字大島575番地
破産者　株式会社明福
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９８号
福岡県田川郡添田町大字添田1677番地
破産者　毛利　俊二
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所田川支部

平成１８年（フ）第３９９号
鹿児島県薩摩郡さつま町田原196番地
破産者　有限会社ウッディ・田原
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成１８年（フ）第４９８号
愛媛県松山市愛光町１番10号
破産者　重松健次郎
1　破産債権の届出期間　平成22年11月11日まで
2　一般調査期日　平成22年12月２日午後３時20分
平成22年10月15日　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県大洲市中村340番地１
破産者　松岡　一明
1　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月24日午前11時30分
平成22年10月15日　松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第３６９７号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目147番地の７
破産者　河野　賢二
1　破産債権の届出期間　平成22年11月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月20日午後４時
平成22年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０号
大阪府松原市別所５丁目18番24号
破産者　津村喜代子
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成23年１月13日午後１時30分
平成22年10月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
さいたま市緑区大字三室1382番地７、住民票上の住所東京都足立区興野２丁目１番18―109号
破産者　西澤　正樹
1　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
2　一般調査期日　平成23年１月18日午前10時45分
平成22年10月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２８号
埼玉県川口市大字西立野579番地　カーサクラレ101、破産手続開始時の住所京都府綾部市田野町風久呂20番地の６
破産者　大槻　紀孝
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年１月28日午後１時10分
平成22年10月15日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成１７年（フ）第６９６９号
大阪府堺市南花田町225番地の２
破産者　株式会社日興
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年１月24日午後２時
平成22年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第４９８号
愛媛県松山市愛光町１番10号
破産者　重松健次郎
1　期日　平成22年12月２日午後３時20分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月15日　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７号
宮崎県日南市大字星倉2199番地
破産者　株式会社東海興業
1　期日　平成22年12月６日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月15日
宮崎地方裁判所日南支部破産係